

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 8 日から 45 年 5 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 46 年 4 月 8 日に支給決定されたこととなっている上、申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人に係る健康保険整理番号の前後各 50 番以内の女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格者は 24 人であるところ、このうち、脱退手当金の受給者は 1 人のみであることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後に申立人が勤務した事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 2 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日に近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給されたことになっている時期には、既に国民年金に加入し、それ以後国民年金保険料を納付しており、年金に継続して加入する意思があったことがうかがわれることから、当時脱退手当金を請求す

る意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を8万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

私は、申立期間に係る賞与支給明細書を保管しており、申立期間においてA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は、平成18年11月2日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、同日に同社に係る被保険者資格（被保険者整理番号*番）を再取得したことが確認できる。同社は、「申立人を定年退職と同時に再雇用したことから、同日以降に支給された申立期間に係る賞与については、再取得後の被保険者整理番号（*番）により賞与支払届を行うべきであったが、被保険者整理番号と氏名があらかじめ印字された複写式の賞与支払届により、厚生年金基金と社会保険事務所に届け出た。」と回答しており、B厚生年金基金が保管する「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び同社が保管する「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」から、同社は、申立人の被保険者整理番号を従前の*番で届け出たことが確認できる。

このことから、A社は、社会保険事務所に対しても、申立人の申立期間に係る賞与の届出を従前の被保険者整理番号により届け出たことが推認できるが、平成18年12月26日及び27日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者標準賞

与額決定通知書」には、申立人の申立期間に係る標準賞与額は記載されていない。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者整理番号によって賞与支払届が提出された場合の事務処理について、日本年金機構C事務センターは、「届出入力処理において、『資格喪失済者であり入力エラー』の旨のメッセージが端末画面上に照射されて処理は完結しない。年齢が60歳前後の場合には定年再雇用を疑って、他の被保険者整理番号を確認し、それが確認できた場合には、当該事業所に確認した上で、届出書の被保険者整理番号を補正して入力処理を行うことが通常の方法である。」旨を回答していること、及びA社における平成18年12月15日支払賞与に係るD社会保険事務所からの「健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書」は、同年12月26日及び27日付けとなっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る再取得（再取得日：平成18年11月2日）の事務処理が行われた同年11月6日以降であることを合わせて考えると、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、申立人の再取得後の被保険者整理番号によって記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張する平成18年12月15日の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行っていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する「平成18年12月分賞与支給明細書」及びA社が保管する「平成18年第2回12月分賞与支給控除項目一覧表」に記載されている厚生年金保険料控除額から8万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 30 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①については、A社（現在は、B社）に、申立期間②については、C社（現在は、D社）にそれぞれ勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた当時のものであるとする給料支払明細書(昭和 44 年 10 月分)及び割増賃金分給料支払明細書(昭和 44 年 10 月分)を所持しているが、いずれの給料支払明細書においても事業所名及び厚生年金保険料控除額の記載が確認できない。

また、B社は、「従業員に関する資料は全て焼失したため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答していることに加え、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 44 年 3 月 15 日から 49 年 4 月 15 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 46 人に照会したところ、回答を得られた 21 人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間

①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 53 年 7 月に研修を受け、同年 8 月 1 日から営業職員として E 職種を行っていた。」と申し立てているところ、D 社が保管する申立人に係る職員履歴簿データから、申立人は、申立期間②のうち昭和 53 年 8 月 30 日以降、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社は、「当時、営業職員の委嘱（研修）期間は正社員の身分ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の昭和 53 年 8 月 30 日から同年 12 月 31 日までの期間は委嘱（研修）期間であり、厚生年金保険被保険者資格を取得していないので、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、D 社職員業務課の社会保険担当者は、「営業職員は、研修職員補として入社するが、入社後の 4 か月間は委嘱（研修）期間であり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、C 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に昭和 54 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 2 人はいずれも、「入社後 4 か月は研修期間で、その期間は厚生年金保険に加入してなかった。」と証言していることから、申立期間②当時、同社では、入社直後の研修期間中の営業職員は、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことが推認でき、申立人も同様の取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額で記録されていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は 13 万 4,000 円であるが、私が所持する給与明細書（支給年月日不明）及び昇給明細書から、当時の自分の月給は約 19 万円だったと考えられるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所は、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である。」旨を回答している上、申立人が所持する支給年月日の記載の無い給与明細書は、申立人が所持する昇給明細書から、申立期間当時のものであることが確認できるところ、当該給与明細書において、給与から、オンライン記録と同額の標準報酬月額 13 万 4,000 円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、「平成 2 年 7 月 10 日までは育児休業中であり、同年 7 月 11 日から職場復帰した。育児休業中は無給であった。」としているところ、A事業所の事務担当者は、「7 月 11 日に育児休業から職場復帰した場合の最初の給与の支給日は 7 月 25 日となり、その支給額は 7 月 11 日から同月 31 日までの 21 日分で、通常月の給与の 31 分の 21 に相当する額になる。」と証言しており、当該事業所を管轄する年金事務所は、同年 5 月及び 6 月には給与の支給が

無く、7月のみの給与（支払基礎日数は20日以上）が支給された場合の当該年の10月以降の標準報酬月額決定方法（申立期間当時）について、「7月に支給された給与（総支給額）を基に、当該年の10月以降の標準報酬月額を決定していたと思われる。」と回答していることから、2年7月10日まで育児休業中であった申立人に対しては、同年7月分の給与として、16万4,200円ないし17万2,500円の31分の21程度の給与が支払われていたことがうかがわれ、当該事業所が、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円と届出したことは適切な取扱いであったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月 25 日
② 平成 19 年 3 月 25 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A組合から支給された平成 17 年 3 月分賞与（同年 3 月 25 日支給）及び 19 年 3 月分賞与（同年 3 月 25 日支給）に係る記録が無いことが分かった。

A組合が保管する賃金台帳（平成 17 年 3 月分賞与及び 19 年 3 月分賞与）において、間違いなく賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人に対しては、平成 17 年 3 月 25 日及び 19 年 3 月 25 日に、それぞれ賞与 5 万円が支給され、各賞与から厚生年金保険料 3,484 円が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A組合は、「申立人は、申立期間①及び②当時、当組合の社会保険事務担当者であった。」旨回答している上、申立人は、「自分は、昭和 56 年頃から、前任者の仕事を引き継いで給与計算事務及び社会保険事務を担当していた。従業員が二人であったので、ほとんど一人でやっていた。」としていることから、申立人は申立期間①及び②当時、当該組合の社会保険事務担当者であったものと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が記憶していた給与額よりも低い金額となっていることが分かった。

私は、入社時より正採用社員であり、いずれの申立期間当時においても降格や降給は無かったので、標準報酬月額が記憶より低額となっていることに納得がいかない。

申立期間①については、A社C支店に勤務し、業務内容に変更は無く、給与額の変動も無かった。

申立期間②については、A社C支店から同社D支店に転勤した直後の期間であるが、主任のままの異動で給与額の変動も無かった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てており、「A社C支店に勤務し、業務内容にも変更は無く、給与額の変動も無かった。」としているが、申立人は、申立期間①当時の給与明細書等を所持していないことから、申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、B社は、「昭和 41 年 3 月までは、賞与を年 4 回（6 月、9 月、12 月及び 3 月）支給しており、それを社会保険料の標準報酬月額の算定に含めなければならず、事務負担が大きいとの理由により、昭和 41 年度から 9 月

支給分が廃止された。このため、同年度以降の賞与の支給回数は年3回で、標準報酬月額算定にその金額が含まれないこととなったため、申立人の申立期間①の標準報酬月額が昭和41年7月1日の随時改定により減額したと認識している。また、このことについては、当時のE組合F支部発行の組合員手帳にも『1966年(S41)9月臨給廃止』と記載されている。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間①において、A社C支店における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる元従業員8人の標準報酬月額は、申立人と同様に、昭和41年7月1日の随時改定により減額されたことが確認でき、申立人のみの標準報酬月額が低額であるという事情も認められない。

加えて、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①について、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てており、「当該期間はA社C支店から同社D支店へ異動した直後の期間であり、降給降格は無かった。」としているが、申立期間②当時の給与明細書等を所持していないことから、申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、B社は、「A社C支店は資格喪失届（標準報酬月額20万円）、D支店は資格取得届（標準報酬月額15万円）をそれぞれ提出した。当該資格取得届を見ると、時間外手当が無いこと及び通勤交通費等の現物給与額が変動していることから、結果的に標準報酬月額が減少したものと認識している。」と回答しているところ、同社が保管するA社D支店における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、A社D支店は、申立期間②について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

さらに、申立人のA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②について、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 24 日まで
② 昭和 40 年 3 月 15 日から 43 年 8 月 26 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②におけるA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金事務所が保管する国民年金受付処理簿により、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 43 年 8 月 26 日から約 1 年 9 か月後の 45 年 6 月 6 日以降に払い出されていることが確認できることから、申立人は、必ずしも年金に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 16 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和 36 年 2 月 16 日に回答したことが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の同年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、A社本部に係る被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前 5 ページ及び後 9 ページに記載されている脱退手当金受給資格者 23 人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は 16 人であることが確認できるが、オンライン記録から、このうちの 15 人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されたことが確認できる上、上記 15 人のうちの 4 人は、「事業主による代理請求があった。」と回答しており、このうちの 1 人は、「退職の際に会社から脱退手当金に関する説明は受けなかったが、会社が勝手に請求手続をしたと思う。」と証言していること

を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B店の新規オープンの求人募集に応募して、正社員のC職種として同店に勤務していた。」旨主張し、申立期間を、昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間として申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、A社において、昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 2 月 28 日までの期間、雇用保険に加入していたことが確認できる上、申立人は、当時の同僚として3人の名字を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該3人と同一の名字の被保険者が確認できるが、いずれの被保険者についても、雇用保険の加入年月日は、申立人と同一の 54 年 7 月 1 日であることが確認でき、このうちの1人は、「私は、54 年 6 月 21 日から同社B店に勤務した。期間は覚えていないが、入社前に申立人と一緒にC職種の研修を受けた。」旨証言している。

また、A社B店の元店長は、「私は、昭和 54 年 6 月頃から同店に勤務し、従業員の採用面接を行った。同店のオープンは同年 7 月 7 日であり、申立人の雇用形態はパートだった。」と証言していること、及び申立人が、当時の経理担当者として名字を挙げた元従業員は、「B店の経理担当として、54 年 6 月頃に申立人と同時に入社した。B店のオープンは同年 7 月 7 日であり、申立人の雇用形態はパートだった。」と証言していることなどを総合的に判断すると、申立人が同社B店で勤務を開始した時期は同年 6 月頃であり、その雇用形態はパ

ート社員であったことがうかがえる。

さらに、上記元店長は、「採用面接の時に、社会保険の加入希望を聞き、希望する者についてはフルパートタイマー、希望しない者については短時間パートとしてそれぞれ区分していたが、申立人は、社会保険への加入を希望しない短時間パートであったと思われる。」と回答している上、A社の元社会保険事務担当者は、「雇用保険については、採用と同時に全員を加入させていたが、厚生年金保険については、必ずしも全員を加入させていたわけではない。例えば、従業員が既に夫の被扶養者になっている場合、国民健康保険に加入している場合及び国民年金に加入している場合には、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨証言しているところ、申立人の夫が当時勤務していたD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和54年4月25日から55年7月21日までの期間に夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記元店長及び元社会保険事務担当者は、いずれも「同社の書類は保管されていない。」旨証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 27 日から 43 年 12 月 30 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年2月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社は、「申立期間当時、当社に在籍していた元従業員に確認したところ、退職する従業員に対して、脱退手当金についての説明を行っていたとのことであり、本人が捺印した書類の送付を代行していたことは考えられる。」と回答しているところ、オンライン記録から、同社退職後に、脱退手当金を支給した記録が確認できる女性従業員のうちの二人は、「会社の代理請求により脱退手当金を受給した。」、「退職する際、退職金とは別に会社から何かのお金を受け取ったことを記憶している。」とそれぞれ証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。